

道路特定財源の確保に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成20年3月4日

提出議員

会 田 遠 長

賛成議員

佐 藤 栄 一

柳 沼 隆 夫

橋 本 幸 一

## 道路特定財源の確保に関する意見書

道路整備は、地域の活性化、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造のために不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、財政が厳しい中であっても、主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁などの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約 9 千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて 1 兆 6 千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市の道路整備は大きな打撃を受けることとなり、本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月10日

郡山市議会